

認定証返納手続き

自動車運転代行業
を廃止したとき

認定が
取り消されたとき

10日以内に主たる営業所の所在地を
管轄する公安委員会（警察署）に返納する

※ 認定証の再交付を受けた後、
亡失した認定証を発見したときも、
発見した認定証を返納して下さい。



認定証の交付を受けた方が亡くなった場合や、
法人が合併により消滅した場合も、
認定証をその主たる営業所の所在地を管轄
する公安委員会に返納しなければなりません。

（代行業法第9条に規定）

返納する方※（）内

死亡した場合（同居の親族又は法定代理人）

法人が合併により消滅した場合

（合併により設立された法人の代表者）



問い合わせ先

- ・ 群馬県警察本部交通部交通企画課 027-243-0110 (内線5034)
- ・ 各警察署交通課